

東弁 28 相第 206 号
2016（平成 28）年 10 月 28 日

法務省入国管理局
局 長 井 上 宏 殿

東日本地区入国者収容所等視察委員会 御中

西日本地区入国者収容所等視察委員会 御中

東京弁護士会
会 長 小 林 元 治

エクスpekテイションズ（期待される状態）日本版に則った視察実施を求める 要請書

要 請 の 趣 旨

入国者収容所等視察委員会の視察基準として、別紙「エクスpekテイションズ（期待される状態）日本版 入国管理局被収容者の取り扱いと状況进行评估するための基準（案）」を採用し、同基準に則った視察を実施されたい。

要 請 の 理 由

- 1 英国の基準は日本にも当てはまる旨の法務省入国管理局長答弁
2014 年 6 月 5 日の参議院法務委員会において、出席議員が、英国の入管収容施設の視察に当たって、同国の視察委員会（英国王立刑事施設視察委員会。Her Majesty's Inspectorate of Prisons。以下「HMIP」という）が策定している視察基準（"Expectations"）に言及し、「日本の視察委員会にはこのような視察の基準があるのでしょうか。もしなければ、このような基準を策定する予定がございませうでしょうか。」と質問したのに対し、政府参考人（当時の法務省入国管理局長）は、「英国におきまして委員御指摘のような文書が作成されていることについては承知しておりますが、視察を受ける立場の入国管理局においてそのようなものを作成することが適当であるのかなどについては慎重な検討を要するものと考えております。もっとも、英国の文書で求められているような施設の備えるべき基準につきましては、我が国にも当てはまるものと思いますので、それらをも適宜参考にしながら収容施設における処遇の在り方を検討してまいりたいと考えております。」と答弁した。
- 2 本基準の策定
そこで、法務省入国管理局長が「我が国にも当てはまる」としている英国の Expectations をベースに、日本の法制度に沿う形で策定したのが、別紙「エクスpekテイションズ（期待される状態）日本版 入国管理局被収容者の取り扱いと状況进行评估するための基準（案）」（以下「本基準案」という）である。
入国者収容所等視察委員会におかれては、是非とも本基準案を視察基準として採用し、同基準に則った視察をされたい。

以 上